

## (4) 農民のくらし

郷中さだめ 1683年、土佐藩は全文13か条からなる郷中さだめを出して、農民のくらしをきびしく取りしまりました。同じように、漁民に対しては浦中さだめ、町人に対しては町方さだめがありました。重い年貢 年貢には地租（本年貢、物成ともいう）と、雑租（小物成ともいう）とがありました。

地租は、田畑や屋敷にかけられる税で、本田は6公4民、新田は4公6民でしたが、その取り立ては特にきびしく、ときには家財道具、家屋敷、さらには、身を売ってまでもおさめさせられるほどでした。

雑租は、もとは藩主のための野菜、茶、木炭などをおさめさせるものでしたが、のちには銀でおさめさせました。

きつい夫役 夫役は労働ではらう税で、堰や用水路の土木工事、木材のきり出しなどにかりだされるものや、藩主の江戸参勤の荷物の運ばん、役人の送りむかえなどがありました。北山ごえには、7000人もの人夫がかり出されました。

### 土佐藩の郷中さだめ（一部）1683年

- 衣類や帯は、木綿・太布・紙子を使うこと。
- 家に座しきをかまえたり、たたみをしいたりしないこと。庭むしろ、茅むしろを使え。
- 酒を買って飲んではいけない。嫁取りや、仏事のときは役人にとどけること。少々は許す。酒をつくることは禁止する。
- 百姓は農業にはげみ、葛、わらびをほり、椎・榎の実をひろって食事に使い、豊作のときでも、凶作のことをわすれずに油断をするな。

注(1) 本田 山内氏入国以前からの田。

(2) 新田 山内氏入国後に開かれた田。

(3) 太布 こうぞのせんいで織った布。

(4) 紙子 紙でつくった衣服。腰の強い和紙をこんやくのりではり合わせ、柿しぶをぬってかわかし、もんでやわらかくし、布のかわりとする。

夫役は、初めのころは、農家1戸あたり1か月（29人役）でしたが、野中兼山のころになると、4か月にもなって農民たちをたいへん苦しめました。

**まずしい食事** 1690年から1730年ごろになると、新田などの開発もすすんで、町人の生活は向上しましたが、農民のくらしはやはり貧しかったようです。

特に、山村の人々のくらしは貧しく、主食は麦やきび、ひえ、あわなどであり、米は、病気の人に竹づつに入れたものをふって、その音を聞かせて、元気を出させるというほど貴重なものでした。

**池川紙一揆** 1782（天明2）年から続いた凶作のために、土佐藩でも大ききんにおそわれ、多くの人々がうえ死をしました。

池川の農民たちは、製紙を副業にして生活をしていましたが、藩は、この紙を御用商人を使って、安い値段で買い上げていました。

沖ノ島弘瀬浦おきて（一部）1660年

- 2月から8月までは漁をせよ。
- 8月から正月までは、畑をたがやすことだけをせよ。天気が良い時には、必ず漁をせよ。天気の悪い時は、畑をたがやし、冬も漁をおこたってはならない。
- 月の出る晩は、必ずはえなわを入れよ。月の出ない晩や昼でもひまのある時は、はえなわを作ったり、手入れをしたりせよ。
- 12・3才から、15才の子どもや、沖へ出られない者には、それぞれ適当な仕事をさせよ。夜も遊ばせてはならない。
- 弘瀬浦の女は、よそへ嫁にやってはならない。

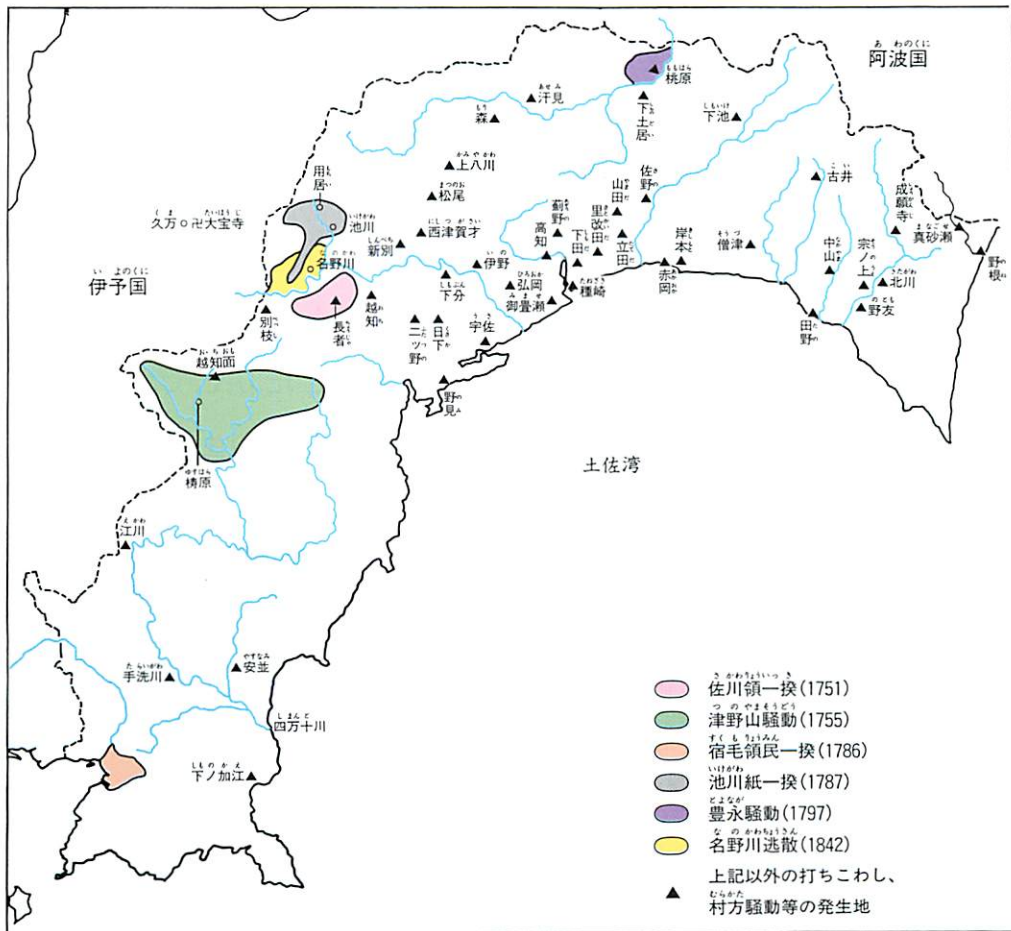
注(5) 野中兼山が沖ノ島弘瀬浦（宿毛市）に出した法律で、全文17か条からなる。

浦というのは、漁村のこと。

1787年、凶作のため、米の値段は平年の3倍ともなり、いよいよたえられなくなった池川の農民560人は、土地をすてて、伊予の久万（愛媛県）に逃散しました。同じ苦しみをうけていた名野川（仁淀川町）の農民170人も、この知らせを聞いて、池川の農民に合流しました。

農民たちの要求は、紙の自由販売と夫役を軽くすることなどでしたが、藩は、これをすべて認め、一揆の農民を罰しないことで、35日めに、農民たちの勝利となって解決しました。

藩政時代の百姓一揆発生図



「図説高知県の歴史」(河出書房新社)より